

第4章 地域福祉計画の施策

基本目標1

包括的な相談支援体制をつくる

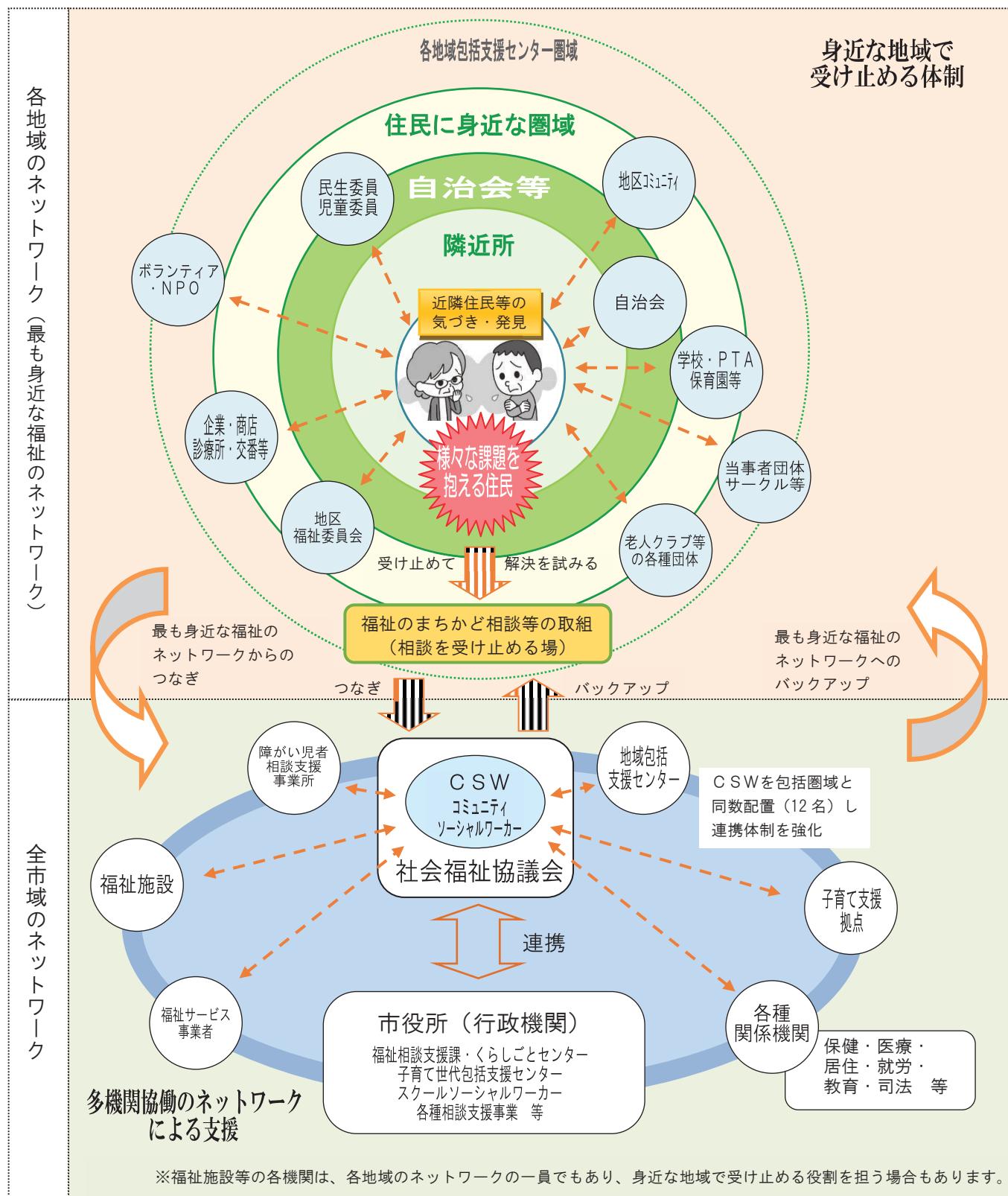
地域では、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、虐待、障がい者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、福祉分野ごとの制度の活用では十分な解決を図ることができない複合的な課題や、制度の狭間のニーズが生じています。

また、認知症の症状が見られる人、知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が、その人らしい生活を継続できるよう、意思決定・意思表明を尊重し、支援するとともに、権利を擁護していくことが求められています。

これらのことから、本人や世帯の状況に応じて、幅広く生活課題を受け止め、本人に寄り添いながら支援を行うことが必要であり、身近な地域で、住民や地域の団体等が生活課題を早期に把握し、相談を受け止めるとともに、専門職によるネットワークを強化して解決を図ります。

また、地域の団体等と専門職が、お互いの強みを生かして生活課題に対応するとともに、相互の連携を図ることにより、市全体で包括的な支援を行うことのできる相談支援体制の構築を目指します。

包括的な相談支援体制の整備に向けた目指すべき姿（イメージ図）



「地域」のとらえ方

「地域」のとらえ方は家族構成やライフスタイルによって異なります。また、地域ではさまざまな団体等が活動しており、地域福祉を推進していくためには、地域を重層的にとらえ、それぞれの取組が連携していくことが求められています。そのため、本計画における「地域」は、活動の取組やサービスの内容などによって、柔軟にとらえることとしています。

方針Ⅰ 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共通)

社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、虐待、障がい者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、住民が抱える生活課題が複雑化、複合化しています。包括的な相談支援体制の整備における身近な地域での取組として、生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結びつけるため、住民が身近なところで気軽に相談を行える体制づくりを進めるとともに、相談ができる場の周知を図ります。

方針Ⅰが達成された場合の姿(イメージ)

- 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなる場所(人)が身近にあります(います)。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 福祉のまちかど相談実施地区は14地区(37地区中)となっています。
- 包括的な相談支援体制の整備に向けて、「福祉のまちかど相談」などを中心とした取組の充実を図る必要があります。

《アンケート調査の結果より》

- 暮らしに困ったときに、地域に相談できる場があると答えた人は10.1%にとどまっています。一方、将来的にこうなればよいという人を合わせた割合は43.4%まで高くなっています。市民にとって身近な場所での相談機能の充実が望まれているものと考えられます。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 福祉のまちかど相談については周知不足が否めない一方、ふれあい喫茶やサロンなどは口コミで広まっている様子もうかがえ、地域行事やスーパーなど地域で目につきやすい場所でのさらなるPR活動が必要です。また、世代ごとに情報収集の仕方に違いがあるため、SNSなど新しい発信の形を検討する必要があります。

方針を達成するための取組

① 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり

生活課題を抱える住民を早期に発見するため、身近な地域住民等による「気づき」を促すとともに、身近な場所で住民が気軽に相談できるよう、「福祉のまちかど相談」などの地域で相談を受け止める場を全地域に拡充します。

また、地域のさまざまな団体や福祉施設等が、地域で生じている生活課題の情報や対応策を話し合ったり、各々の強み、役割などを共有し、日頃から連携を図る「最も身近な福祉のネットワーク」づくりを各地域で進めます。

地域で相談を受け止める場や、「最も身近な福祉のネットワーク」など、さまざまな目線で、支援を必要とする住民の存在に気づき、地域で解決を試みるなど、どこに相談があっても、適切な支援につなげていく体制を構築します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
身近な地域での 「気づき」の促進 [福祉政策課]	身近な地域で、支援を必要とする住民の早期発見・把握につなげるため、住民や地域で活動するさまざまな団体等への研修や周知・啓発等を進めることにより、ご近所付き合いや地域の交流活動、見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。
地域で相談を受け止める 体制づくり [福祉政策課]	社会福祉協議会と共に、「福祉のまちかど相談」などの身近な地域で相談を受け止める場の設置を支援するとともに、周知を図ります。また、地域のサロン等の場に専門職が出向き、相談を受けるなど、地域の状況に応じて気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。
最も身近な福祉のネット ワークの構築 [福祉政策課]	社会福祉協議会と共に、地域のさまざまな団体や福祉施設等が関係構築を行い、支援を必要とする住民を発見し、地域で解決を試みることができる最も身近な福祉のネットワークづくりを支援していきます。

方針を達成するための取組

② 地域で生活課題を受け止める体制への支援

地域で相談を受け止め、解決を試みる体制が機能するよう、相談を受け止める地域住民等に対し、福祉制度・サービス等の情報を提供するなどの支援を行います。

また、地域に出向くアウトリーチや伴走型支援によって住民への個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、相談を受け止める場や、「最も身近な福祉のネットワーク」をバックアップするとともに、CSWによる相談支援体制の一層の充実を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
地域で相談を受け止める場への支援 [福祉政策課]	地域で相談を受け止める地域住民等が、相談を地域で抱え込むことなく適切な支援につなぐことができるよう、社会福祉協議会と共に、福祉制度・サービス等の情報提供や研修等による支援を行っていきます。
コミュニティソーシャルワーカー事業の拡充 [福祉政策課]	地域において、アウトリーチや本人・世帯に寄り添う伴走型の相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組において、地域で活動する団体や関係機関等との連携・協力の一層の充実を図り、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制の整備を進めていきます。 また、CSWを地域包括支援センターの12圏域と同数配置していくことで、相互の連携強化を図っていきます。

方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共に)

住民の生活課題が複雑化、複合化する中で、生活課題の早期発見及び総合的な対応が求められています。身近な地域で近隣住民や地域の団体等が受け止めた相談を支援につなぎ、専門職の連携による対応を行うため、各分野の相談支援機関等の多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を図るとともに、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援体制の一層の充実を図ります。

また、介護保険や障がい者支援など個別分野の福祉制度にあてはまらない狭間にある人への支援や、公的なサービスでは対応できない多様なニーズに応えるための体制づくりに取り組みます。

方針2が達成された場合の姿（イメージ）

- 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、包括的な支援体制の整備を進めることができます。
- 各分野の相談支援機関やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、社会福祉施設、行政等の専門職のネットワークを強化し、本人・世帯の属性に関わらず相談を受け止め、対応する包括的な相談支援を実現していく必要があります。
- 令和元（2019）年8月に、高齢者・障がい者・生活困窮者に対する相談業務を集約した福祉相談支援課を設置し、ワンストップで対応することで、市民の利便性の向上とともに福祉の相談・支援体制の強化を図りました。
- CSWを4人から8人に増員し、相談支援体制の充実を図りました。CSWの特徴である本人・世帯に寄り添う伴走型支援により、地域の団体やさまざまな社会資源と連携しながら、社会とのつながりを意識した支援を行うことが求められています。

《アンケート調査の結果より》

○相談支援機関を対象としたアンケート調査では、6割を超える機関が、複合的な課題を抱える事例が増えていると回答しています。また、他の相談支援機関と日頃から連携を深めるためには、地域で関係機関同士が定期的に集うネットワーク会議や顔の見える関係づくりの研修会が効果的との回答結果となっています。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

○ひとり暮らし高齢者や子育て世代、障がいのある人やその家族など、孤立しがちな地域住民が課題を抱えこまことに暮らせるように、事例発表会などを通じた理解促進の場、相談員へのケース会議などが望まれています。

○再犯防止に関する保護司会との意見交換では、福祉に携わる人などに再犯防止を気に留めてもらうことの必要性や、雇用の問題、薬物依存など、一人ひとりの状況に応じた支援が必要であるなどの意見がありました。

方針を達成するための取組

① 多機関協働によるネットワークの整備と連携強化

複合的な生活課題を抱える世帯や、制度の狭間にある世帯など、一つの分野では解決することが難しい課題に対応していくため、各分野の相談支援機関等がネットワークをつくり、他の分野の関係機関と協働して解決を図ります。

また、身近な地域で近隣住民や地域の団体等が受け止めた相談について、地域での解決が難しいものは、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職につなぐほか、CSWが地域包括支援センターや障がい児者相談支援事業所等の各相談支援機関や行政等との連携体制を強化し、多機関の協働のネットワークによる支援を行うなど、市全域での包括的な相談支援体制を整備します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
コミュニティソーシャルワーカー事業の拡充 （再掲） [福祉政策課]	地域において、アウトリーチや本人・世帯に寄り添う伴走型の相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組において、地域で活動する団体や関係機関等との連携・協力の一層の充実を図り、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制の整備を進めていきます。 また、CSWを地域包括支援センターの12圏域と同数配置していくことで、相互の連携強化を図っていきます。
多機関協働ネットワークの推進 [福祉政策課]	包括的な相談支援体制の整備に向けて、多機関協働を進めるため、社会福祉協議会と共に、各機関の関係構築を進めるなど、ネットワークづくりの支援と強化を図っていきます。
全庁的な相談支援体制の強化 [福祉相談支援課、各担当課]	令和元（2019）年8月に設置した福祉相談支援課において、高齢者・障がい者・生活困窮者に対する相談業務を集約し、ワンストップで対応します。また、児童等の各相談支援窓口の連携により、全庁的な相談支援体制の強化を図っていきます。

方針を達成するための取組

② 各分野における相談支援体制の充実

住民が抱える生活課題に対して適切に対応していくため、福祉サービスの利用者が適切なサービスの提供を受けられるようにするとともに、各分野の相談機関における相談支援体制の充実を図ります。また、包括的な相談支援体制の整備に向けて、高齢者の分野における地域包括ケアシステムなど、各分野における団体や関係機関等の包括的なネットワークの構築を推進します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
高齢者の総合的な相談支援 [福祉相談支援課]	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう支援する中核機関として市内12箇所に設置されている地域包括支援センターにおいて、専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などが、関係機関と連携し、高齢者の総合的な支援を行います。
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組 [長寿介護課]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ・ 介護予防活動を住民主体で行う通いの場を拡充するとともに、生活支援の担い手の養成や新しいサービス開発等を検討する協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置を通じて、高齢者の日常生活を支援します。
精神疾患や精神障がいに関する医療連携・相談体制の充実 [保健予防課]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の不調や統合失調症、気分障がい、認知症、依存症などについて、保健師、精神科医師、精神保健福祉士、社会福祉士等が、本人や家族等の相談に応じます。 ・ 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域共生の理念を踏まえ、包括的な支援体制の構築に向け、自立支援協議会と継続的に連携を深めるとともに、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する情報共有及び協議を行う場を設置し、医療・福祉などの関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

施策・事業	内 容
障がい者相談支援事業 [福祉相談支援課]	障がい者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、地域の関係機関との連携を深めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
自立支援協議会 [福祉相談支援課]	障がい者等が抱えるさまざまなニーズ及び地域の課題に対し、解決に向けた協議を行い、地域における障がい者等を支えるネットワークの強化や地域社会づくりを推進します。
障がい者生活支援事業 [障がい福祉課（障がい者福祉センター）]	在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介助相談、情報提供等を総合的に行い、在宅障がい者の自立や社会参加の促進を支援します。相談については、弁護士等の専門職が直接応じます。
地域子育て支援拠点事業 [子育て総合支援センター]	子育て支援センター、つどいの広場等、身近な地域で気軽に相談できる場を設け、子育てに関する不安や悩みを持っている親子に対する相談、子育てへの負担感の緩和等を実施するとともに、地域の子育て支援関係団体との連携強化を図ります。
子育て相談訪問事業 [子育て総合支援センター]	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や、助言などを行い保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。
子育て世代包括支援センター事業 [子ども保健課]	妊娠届の際に母子保健コーディネーター等が全ての妊婦に個別面接を行い、それぞれの家庭の状況に応じた支援プランを作成するなど、妊娠期から出産・子育て期までワンストップで切れ目のない支援を行います。
ひとり親家庭相談事業 [子ども育成課]	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父、母、寡婦の相談に応じます。
スクールソーシャルワーカーの配置 [教育指導課]	教育分野の知識に加え、社会福祉等の専門知識や技能を持つスクールソーシャルワーカー（SSW）を教育委員会に配置しており、必要に応じて学校に派遣することで、児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と福祉関係機関の連携による支援を行います。
介護保険制度の相談・苦情対応 [長寿介護課]	長寿介護課及び各サービス事業者に相談・苦情に関する窓口を設けるとともに、介護サービス相談員を施設へ直接派遣し、利用者からの悩みや苦情相談を受けることにより、事業者と利用者の橋渡しを行います。また、大阪府国民健康保険団体联合会苦情処理委員会及び大阪府苦情処理担当課など関連機関との連携を図ることにより、利用者の利便性の確保に努めます。

方針を達成するための取組

③ 社会福祉従事者の養成

包括的な相談支援体制の整備を推進するため、社会福祉に従事する専門職への研修等により、地域共生社会に関する意識を高めるとともに、適切なサービスの提供を行うための質の向上を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
障がい福祉サービス従事者の養成 [障がい福祉課]	障がい福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス提供体制を確保するため、市内の障がい福祉サービス事業所における専門的な知識や技能を有する従事者の増加を目的として、障がい児・者の支援に必要な知識や技術の習得のための研修に係る費用を一部助成します。
相談支援専門員の養成 [福祉相談支援課]	障がい福祉サービス利用者に対する計画相談支援を行う相談支援専門員を確保するため、新たに指定特定相談支援事業所を開設する事業所等に対し、相談支援従事者初任者研修に係る受講費用を助成します。
地域包括ケアシステムを支える福祉・介護人材への支援 [長寿介護課]	高齢者の多様なニーズに合わせた介護保険等サービス提供体制の確保と地域包括ケアの充足のため、介護保険サービス事業者を対象とした研修会や介護予防・生活支援サービス事業従事者養成研修、地域ケア会議等を通じて、多様な人材の確保・育成に向けた取組の実施に努めます。また、関係団体との連携や地域のネットワークを活用して、多様な人材の活動を支援します。
福祉教育の推進と充実 [保育幼稚園総務課]	保育士及び幼稚園教諭、保育教諭に対して、障がい児保育・教育の研修を行い、福祉教育の充実を図ります。また、児童虐待、DV等に関する研修に参加するとともに、他機関との連携を進め、支援の充実を図ります。

方針を達成するための取組

④ さまざまな課題を抱える住民への支援

高齢者、障がい者、児童の各福祉のほか、生活困窮や、居住や就労に課題を抱える世帯への支援、自殺対策など、さまざまな課題を抱える住民に対し、福祉分野と各分野が連携した支援を行います。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
生活困窮者自立相談支援事業 [福祉相談支援課]	生活や仕事に不安を抱え、経済的に困窮している人等に対し、くらしごとセンターの相談支援員が一人ひとりの課題解決に向けた「支援プラン」を作成し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援を行います。
就職困難者就労支援事業 [産業振興課]	「就職困難者就労支援計画」に基づき、生活困窮者自立相談支援事業とも連携し、庁内の横断的な連携を強化し、就職困難者の雇用・就労の促進を図ります。
市営住宅の管理及び運営 [住宅課]	住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸を行う「市営住宅」の管理及び運営を行います。
サービス付き高齢者向け住宅の登録等 [住宅課]	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録と市民への情報提供等を行います。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等 [住宅課]	住宅確保要配慮者の入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録と市民への情報提供等を行います。
自殺対策推進事業 [保健予防課]	「自殺対策計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、ゲートキーパー（早期対応の中心的役割を果たす人物）養成、自殺予防の啓発、自殺未遂者への相談支援等を実施し、自殺対策の推進を行います。
人権擁護委員及び人権110番 [人権・男女共同参画課]	法務大臣から委嘱されている人権擁護委員が相談に応じることとあわせて、人権特設相談を原則毎月第2土曜日に行うとともに、市職員が「人権110番」として、さまざまな人権に関する相談に応じることにより、市民の人権を擁護します。

施策・事業	内 容
DV相談、女性相談・対応事業 [人権・男女共同参画課]	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力等相談員を配置し、配偶者等からの暴力に悩んでいる人の相談に応じるとともに、関係機関・団体等と連携して被害者の保護や自立支援に向けた対応を行います。また、女性が日常生活で直面するさまざまな悩みを、配偶者暴力等相談員が聞き、共に考え、自立支援等に向けた情報を提供します。
ふれあい文化センターにおける相談事業 [人権・男女共同参画課]	地域住民の自立支援及び福祉の向上等を目的として、福祉に関する内容をはじめとするさまざまな相談に応じ、適切な助言や情報提供などを行います。

方針を達成するための取組

⑤ 犯罪をした者等の社会復帰支援（再犯防止推進計画）

社会福祉協議会や保護司会等の関連機関と連携し、犯罪をした者等が抱える就労、居住等の課題や、薬物依存、高齢、障がい等の福祉的な課題に着目して、それぞれの制度等を活用した社会復帰支援を行うことで再犯防止の取組を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
再犯防止に向けた就労、居住支援 [各関係課]	犯罪をした者等の社会復帰支援のため、くらしごとセンター（生活困窮者自立相談支援事業）等による就労・居住支援を行います。また、市の入札等における協力雇用主への優遇措置を検討します。
犯罪をした者等の課題に応じた社会復帰支援 [各関係課]	犯罪をした者等の社会復帰支援のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業による相談支援、こころの健康相談における薬物依存者の受療支援など、それぞれの課題に着目した支援を行います。

方針3 権利擁護の推進

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共に)

成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築を目指します。

福祉サービスを選び、決定することが困難な人を支援するサービスである日常生活自立支援事業や成年後見制度、市民後見制度の周知と利用の促進、そのための体制づくりを進めます。

また、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待の防止、早期発見、早期対応に向けた取組を引き続き進めます。

方針3が達成された場合の姿(イメージ)

- すべての人が個性や権利を尊重され、その人らしい生活を住み慣れた地域でおくれています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人が増えており、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者が増加することが予想されます。
- 成年後見制度等の利用を促進するなど、権利擁護の体制の充実が必要です。

《アンケート調査の結果より》

- 隣近所で虐待が疑われるときに、すぐに連絡・相談できると答えた人は12.9%にとどまっています。一方、将来的にこうなればよいという人を合わせた割合は46.8%まで高くなっています。虐待を未然防止し、早期発見・早期対応を行うため、関係機関の連携強化と、地域における気づきや見守りが重要です。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 成年後見制度がどのような制度で、制度利用することでどのようなメリットがあるのかがわかりにくいため、制度利用につながらないようなケースがあり、成年後見制度の周知が重要です。
- 申立を行うには費用がかかることから、経済的な支援の検討も必要です。

方針を達成するための取組

① 地域連携ネットワークの構築（成年後見制度利用促進計画）

権利擁護支援のため、関係機関と連携した地域連携ネットワークの構築に向けて、その中核となる機関の設置、あり方などについて検討を行います。

成年後見制度の利用促進に係る課題の検討を進めるとともに、権利擁護体制の充実に向け、成年後見制度に携わるさまざまな関係機関や家庭裁判所等の関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

【地域連携ネットワークの構成要素】

○チーム

被後見人や後見人等が孤立しないよう、各支援機関が「チーム」となって被後見人や後見人を見守り、被後見人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

○協議会

さまざまな関係機関で構成される「協議会」を設置し、「チーム」に対して、地域において各関係機関が自発的に協力できる体制をつくります。

○中核機関

「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークの事務局機能のほか、相談対応や家庭裁判所との連携等を行います。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
地域連携ネットワークの構築 [福祉相談支援課]	権利擁護支援のため、地域連携ネットワークの構築に向けて、その中核となる機関の設置、あり方などについて検討を行います。また、広報機能や相談機能等、成年後見制度利用の検討が必要な人に対して、相談しやすい体制構築に向けた取組の実施を段階的に進めます。

方針を達成するための取組

② 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知と利用の促進

(成年後見制度利用促進計画)

日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知、市民後見人の養成など、判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
日常生活自立支援事業 [福祉相談支援課]	権利侵害を受けやすい認知症高齢者や知的・精神障がい者に対して、福祉サービスの情報提供・助言・相談・日常的金銭管理サービスなどを行い、自立生活の支援を図ります。
成年後見制度利用支援 [福祉相談支援課]	認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見の申立を行う親族がいない人に対して、市長申立を行うとともに、成年後見を申し立てる親族への相談にも応じます。また、後見等の業務を行う法人（法人後見）の確保に向けた研修等、成年後見制度の利用に向けた取組を行います。
市民後見推進事業 [福祉相談支援課]	認知症高齢者や知的・精神障がい者等判断能力が不十分な人が地域で安心して生活するため、市民としての特性を活かした後見活動を行う市民後見人を養成します。

方針を達成するための取組

③ 高齢者、障がい者、児童等の虐待防止の取組の充実

高齢者や障がい者、児童等に対する虐待の未然防止や早期発見のため、周知啓発を行うとともに、関係機関とのネットワークを強化し、迅速な対応を行い、適切な支援を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
高齢者虐待防止支援 [福祉相談支援課]	<p>「虐待防止ネットワーク連絡会議」と3つのネットワークにより、虐待の防止、早期発見、早期対応、適切な支援を図ります。</p> <p>3つのネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターごとに、民生委員児童委員などで構成する「早期発見・見守りネットワーク」 ・福祉サービス事業者などで構成する「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」 ・警察署や弁護士会などで構成する「関係専門機関介入支援ネットワーク」
障がい者虐待防止対策 [福祉相談支援課]	障がい者虐待防止・差別解消連絡会議等により、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関が連携するとともに、被虐待者及び虐待者等への適切な支援を行います。
児童虐待防止対策 [子育て総合支援センター]	子どもの人権を守るため、児童虐待等防止連絡会議により、児童虐待等の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関が連携し、共通認識のもとに児童虐待等対策の推進を図ります。

基本目標2

支え合い、共に生きる地域をつくる

日々の暮らしという点から考えると、徒歩で移動できる日常生活圏での人々のつながりや支え合い、そして課題への取組が、一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。

また、生活困窮、障がい、ひきこもり、子育て中の親など、さまざまな困りごとや生きづらさを抱える人の孤立化を防ぎ、共に生き、誰も排除しない地域社会が求められています。

これらのことから、住民が自ら住む地域について考え、身近な課題の解決に向けて取り組んでいくことができる地域づくりを進めます。

また、平成30（2018）年6月の大坂府北部地震では、福祉ニーズを抱える住民の存在が被災を経験して浮き彫りになり、災害時の支え合いの重要性がより一層増しています。

災害時に「自助」「共助」の地域力を発揮するためにも、住民同士の顔の見える関係づくりや、誰もが参加しやすい地域の居場所づくりを進めるなど、住民がつながり、日頃からお互いに気にかけあう支え合い、助け合いの関係性を強化していきます。

方針Ⅰ 地域の支え合い、見守り体制の強化

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共に)

住民をはじめ地域に関わる人たちが自らで考え、地域の課題発見と共有化を図り、互いに協力して地域福祉活動を行うことができるよう、それぞれの地域の特徴・課題にあった「地区福祉活動計画」の策定と、その後の取組を支援します。

高齢者、障がい者、子育て世代など、「支え手」「受け手」といった関係にとらわれず、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、幅広い世代に対して意識啓発を行い、地域における支え合い、助け合いの輪を一層広げるとともに、地域への参加を促進します。

また、日頃からの見守り活動を通じて住民同士がふれあう機会を増やし、地域の福祉について話し合える場をつくる取組を進めるとともに、子どもなどを犯罪から守るため、関係機関・団体が連携し、地域の防犯力の向上を図ります。

方針Ⅰが達成された場合の姿(イメージ)

- 多様な主体と手を取り合い、自身の住む地域の状況や課題を皆で把握し、解決できる地域となっています。
- 誰もがつながり、孤立しない、安全・安心な地域となっています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 地区コミュニティにおける世帯加入率が平成26(2014)年度の52.38%から令和元(2019)年度には46.78%まで減少しているほか、老人クラブ数も平成26(2014)年度の227クラブから令和元(2019)年度には193クラブに減少しています。
- 地域福祉活動計画策定地区数は、13地区(37地区中)となっています。策定済の地区に対しては計画の推進と新たな内容の反映について支援するとともに、全地区での策定に向けて、引き続き、未策定の地区への働きかけが必要です。

《アンケート調査の結果より》

- 隣近所での最も身近な範囲では、普段や災害時のコミュニケーションがとれていると答えた人が40%程度であり、「こうなればいいと思うもの」を合わせると70%を超え、多くの人が重要視していることが読み取れます。
- 地域福祉の取組を進める上での役割について、住民・事業者・行政が対等な立場で共同で進めるという人が最も多く、地域に根ざした福祉活動を展開する上で各活動主体を結びつけるネットワークづくりと協働による活動の推進、住民が主体となつた活動の支援体制づくり等に引き続き努める必要があります。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 校区単位での活動が多く、校区内における福祉関係者や学校との連携が密に取れている地域もみられ、地域でのつながりのひとつのキーとして機能していることがうかがえ、さらなるつながりの深化が求められます。
- ライフスタイル等の変化から若い人の地域活動への参加が少なく、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者と共に一緒に支え合う形の模索が必要となっていきます。また、活動意欲のある人を的確にマッチングしていく支援体制づくりが重要です。
- 子ども食堂など新たな地域での活動が生まれつつあり、今後の担い手としての期待が高まっている一方、地域に密着した活動を行っている団体の連携不足がうかがえ、連携・情報提供の支援が必要です。

方針を達成するための取組

① 地域づくりにおける多様な主体の参加と協働の推進

すべての人々が安心して暮らせる地域の実現に向けて、土台としての地域力の向上を図るため、多様な主体が参画し、地区ごとの「地区福祉活動計画」の策定・推進を支援することなどにより、住民による主体的な地域づくりを推進します。

また、地域づくりにおいては、地縁組織のみならず、全市域で活動するボランティア・NPOや、学校園、社会福祉施設等の多様な社会資源が参画し、地域の現状や課題、それぞれの役割を共有して進めることが重要であり、さまざまな担い手の協働により、地域福祉の活性化を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
地区福祉活動計画の策定・推進の支援 [福祉政策課]	社会福祉協議会と共に、全地区での計画策定を目指し、計画未策定期間の策定を支援するとともに、計画策定期間においては、計画の推進と充実に向けて支援を行います。
地区コミュニティ活動の支援 [コミュニティ推進室]	多様化する地域課題の解決に向けて住民自らが自発的及び主体的に取り組み、さまざまな団体等との連携を図る地区コミュニティ活動の推進や、まちづくりの基礎となる自治会及び地区コミュニティへの加入促進を図る「コミュニティ市民会議」の活動を支援し、住民の連帯意識の向上を図ります。
ボランティア活動の推進 [福祉政策課]	ボランティア情報の発信・啓発や活動者の育成、相談、コーディネート等を行うボランティア・市民活動センターへの支援を行い、ボランティア活動の参加促進と活性化を図ります。また、市民公益活動サポートセンターとボランティア・市民活動センターの連携・協力が図られるよう支援を行います。
NPO活動及び協働の推進 [コミュニティ推進室]	市民公益活動サポートセンター管理運営委員会への支援等を行い、NPO等の主体的な活動を促進します。また、「NPOと行政協働のためのテーマ別交流会」や「高槻まちづくり塾」の開催を通じ、市民公益活動へのきっかけをつくるとともに、市民・行政が共に協働の意義を学ぶ場を提供することにより、市民公益活動と市民協働の一層の促進を図ります。

方針を達成するための取組

② 地域での住民・団体の連携の促進（啓発）

地域での支え合い、助け合いの必要性について啓発を行い、困りごとを抱える世帯の孤立化を防ぐとともに、共に生き、誰も排除しない地域づくりを進めます。

また、住民の地域組織への参加を促進するとともに、組織間の連携を進め、地域の連帶意識の醸成を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発 [福祉政策課]	地域共生社会の実現を目指し、日頃からのご近所同士でのコミュニケーションの必要性や、困ったときに助け合うことの大切さなど、住民の支え合い、助け合いの意識を高め、困りごとを抱える人の孤立化を防ぎ、共に生き、誰も排除しない地域づくりを進めていきます。
民生委員児童委員活動の支援 [福祉政策課]	住民の身近な相談相手である民生委員児童委員について、住民の理解を深めるため、役割や活動のPRを行うとともに、民生委員児童委員への情報の提供や研修機会の充実を図るなど、民生委員児童委員が活動しやすい環境整備を進めます。
地区福祉委員会活動の支援 [福祉政策課]	社会福祉協議会の福祉活動を実践する地区福祉委員会について、住民の理解を深めるため、活動のPRを行うとともに、地区福祉委員会への情報の提供や研修機会の充実を図るなど、社会福祉協議会と共に活動の支援を行います。
地区コミュニティ活動の支援 (再掲) [コミュニティ推進室]	多様化する地域課題の解決に向けて住民自らが自発的及び主体的に取り組み、さまざまな団体等との連携を図る地区コミュニティ活動の推進や、まちづくりの基礎となる自治会及び地区コミュニティへの加入促進を図る「コミュニティ市民会議」の活動を支援し、住民の連帶意識の向上を図ります。
老人クラブ活動の支援 [長寿介護課]	高齢者の生きがいづくり、社会参加促進のため、市内各所で活発に地域活動やスポーツ活動等を開催している老人クラブへの助成を通じ、その活動を支援します。また、老人クラブ活動を広く周知し、新たに老人クラブの発足を考えている等の相談については、発足後の安定的なクラブ運営を見据えた助言等を行います。

方針を達成するための取組

③ 地域での見守り、ネットワークの強化

地域における見守り体制の充実に努めるとともに、住民や関係機関の地域ネットワークづくりを支援します。

また、子どもなどを犯罪から守るために、警察や関係団体等と連携しながら、地域における見守り活動を推進し、防犯力の向上を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
高齢者地域支えあい事業 [長寿介護課]	65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、地区福祉委員会、地域の協力者（ボランティア）が安否確認（声かけ見守り活動）を実施します。（社会福祉協議会への委託事業）
認知症高齢者への支援 [福祉相談支援課]	「認知症地域支援ネットワーク」の構築に向けて、高槻市医師会と連携し、地域における認知症ケア体制と医療支援体制の整備を図ります。
行方不明高齢者 S O S ネットワーク [福祉相談支援課]	認知症高齢者等が行方不明になった場合に、協力機関へ情報を流し、捜索協力を依頼することで、高齢者の安全確保と介護家族の負担軽減を図ります。
安心声かけ運動 [福祉相談支援課]	市民への認知症の理解と見守りの重要性を啓発し、日常的な声かけ、見守りの意識を高めるとともに、行方不明発生時に、速やかに発見できる体制を構築することを目的とした安心声かけ運動を実施します。
安全なまちづくり事業 [危機管理室]	犯罪の防止に向け、高槻警察署管内防犯協議会等と連携し、青色防犯パトロール車による巡回や、さまざまな媒体を活用した安全啓発を行うことにより、地域での見守り活動を推進します。
地域と連携した学校安全活動 [学校安全課]	セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力など、地域の子どもを地域で見守る安全活動への市民参画を推進します。

方針を達成するための取組**④ 民間社会福祉施設・社会福祉法人の地域公益活動の推進**

地域における見守りや相談支援の充実を図り、地域福祉の充実・発展に寄与するため、住民の身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、良質な福祉サービスを提供するとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう推進します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
社会福祉法人の 地域公益活動の推進 [福祉指導課]	社会福祉法人が事業継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合に、地域のニーズに基づく社会福祉事業や地域公益活動事業等に還元するための「社会福祉充実計画」の承認と助言・指導監督を行います。また、法人が実施する「地域における公益的な取組」について、法人運営の自主性を考慮したうえで、適切な助言等を行います。

方針2 地域の交流の場づくり

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共に)

地域の人々が集うことのできる場や機会の充実に向けて、コミュニティセンターや公民館の利用、地域における多様な交流事業の実施を促進します。

地域の交流の場は、生活課題を抱えた住民を発見する拠点としての機能、地域住民が自ら住む地域について意見交換を行う地域づくりの拠点としての機能、誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる機能、高齢者や子どもなどの多世代が交流する拠点としての機能、住民と専門職が話し合う場としての機能など、さまざまな面で重要であり、参加しやすい場づくり、環境づくりを進めます。

方針2が達成された場合の姿（イメージ）

- 誰もが気軽に立ち寄り、交流できる居場所が身近にあります。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 64か所で「ふれあい喫茶」が実施されるなど、地域住民が集うことのできる場の充実が図られています。
- 地域住民が自ら住む地域について考え、意見交換を行う場づくりも重要です。

《アンケート調査の結果より》

- 自治会ぐらいの範囲では、交流や居場所があると答えた人が20%台となり、隣近所と比べると半数ぐらいに減っています。しかし、「こうなればいいと思うもの」を合わせると50%程度となり、身近な範囲で参加しやすい居場所や活動が求められているといえます。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 地域におけるコミュニティ活動（ふれあい喫茶等）により、ある一定のつながりづくりができつつありますが、障がいがあったり、気持ちの面などさまざまな理由で集まりの場へ参加しづらい人へのアプローチが課題となっています。
- 少子化を受け、子育てサロンや子ども会といった活動が難しくなっており、子どもを軸とした交流の機会へのサポートや活性化を進める必要があります。

方針を達成するための取組

① 地域活動拠点の利用促進

地域の各団体の活動拠点として、コミュニティセンターや公民館などを活用し、住民同士やさまざまな団体が交流できる場の確保や居場所づくりを支援します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
地域活動拠点の利用促進 [コミュニティ推進室]	利用者が活動しやすいように環境を整備し、安全で安心して施設を利用できるよう維持管理を行うことで、高齢者や障がい者などを含む全ての住民の利用を促進します。
地域利用促進事業 [各公民館 (城内公民館)]	高齢者、障がい者、子育て中の親などに向け、地域社会においてそれが抱える課題の解決に資する講座を実施し、地域の活動拠点としての公民館の利用促進を図ります。
地域活動拠点の利用促進 [人権・男女共同参画課]	地域福祉の向上に係る市民の自主活動や市民交流を促進するため、施設の貸し出し、各種講座の開催、情報提供等を行い、ふれあい文化センターの利用促進を図ります。
地域福祉会館を活用した活動の充実 [福祉政策課]	ボランティア・NPO活動の充実が図られるよう、団体が会議等を行う場やボランティアの交流の場等として、「地域福祉会館」の会議室等の活用を図ります。

方針を達成するための取組

② 地域の居場所・交流の場の利用促進

コミュニティセンター、公民館や、より身近な地域の集会所などにおいて、生活課題を抱える人などに気づき、住民同士の支え合いや緩やかな見守り、支援へのつなぎが行われることが重要であり、地域とつながる社会参加のきっかけとして、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所や交流の場の利用を促進するとともに、専門職と住民をつなぐ場としての活用を行います。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
地域の居場所・交流の場の利用促進 [福祉政策課]	社会福祉協議会と共に、誰もが気軽に参加することのできる地域の居場所や交流の場の利用促進を図るとともに、専門職と住民をつなぐ場とするなど、活用を図っていきます。

方針を達成するための取組

③ 世代間交流の促進

少子高齢化が進む中、住民同士の多様なつながりが生まれやすい環境をつくるため、世代を超えた交流を進めることにより、それぞれの世代の力を生かした支え合いにつなげるとともに、あらゆる世代に地域共生社会への理解促進を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
さまざまな世代が交流する「場」づくり [子育て総合支援センター]	子育てボランティアや地域のボランティア等の参加を促進するため、子育て総合支援センターやつどいの広場で世代間交流が行える場や機会をつくり、地域の子育て環境づくりを推進します。
地域の居場所・交流の場の利用促進 (再掲) [福祉政策課]	社会福祉協議会と共に、誰もが気軽に参加することのできる地域の居場所や交流の場の利用促進を図るとともに、専門職と住民をつなぐ場とするなど、活用を図っていきます。

方針3 災害時要援護者支援体制の強化

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共に)

災害に備え、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などの災害時要援護者を対象とした安否確認や避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、その必要性について啓発するとともに、地域の団体等との連携・協力のもと、平常時及び災害時における要援護者支援体制の整備を推進します。

また、市と社会福祉協議会の連携のもと、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。

方針3が達成された場合の姿（イメージ）

- 災害時に災害時要援護者の支援が円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係づくりができています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 大阪府北部地震における状況等を踏まえ、地域で災害時要援護者支援に携わる団体や、要援護者の状況を日頃から把握している相談支援機関や事業所等と連携・協力し、要援護者に対する支援体制の整備をさらに進めていく必要があります。
- 避難所生活における福祉的な支援や、在宅生活を行う住民の福祉ニーズへの把握と対応が求められます。
- 災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション訓練を引き続き実施し、「災害協力ボランティア」の育成や、関係機関・団体との連携・協力体制の構築を図ることが必要です。

《アンケート調査の結果より》

- 隣近所での最も身近な範囲では、普段や災害時のコミュニケーションがとれていると答えた人が40%程度であり、「こうなればいいと思うもの」を合わせると70%を超え、多くの人が重要視していることが読み取れます。このような市民意識を踏まえ、災害時の支え合い、助け合いに向けた取組を推進することが求められます。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 災害時の支援体制については、各地域においてある一定の体制づくりが進みつつありますが、地域での課題となる災害時要援護者情報の取り扱いや、「どのように」といった具体的な支援内容に今後踏み込んでいく必要があります。
- 地域の防災訓練に障がいのある人の参加を呼びかけたり、災害時に備えて安否確認のプレートを各戸に配付するなどの地域の取組の好事例について、他地域にも広げていくことが必要です。

方針を達成するための取組

① 災害時要援護者の安否確認等の支援体制の整備

大阪府北部地震における状況等を踏まえ、地域で災害時要援護者支援に携わる団体や、要援護者の状況を日頃から把握している相談支援機関や事業所等と連携・協力し、要援護者に対する支援体制の整備をさらに進めます。また、福祉施設の協力を得て、災害時に要援護者の受け入れを行う二次避難所（福祉避難所）の体制整備を進めます。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
災害時要援護者支援 [福祉政策課]	民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する災害時要援護者情報の提供を進め、地域の団体との連携・協力のもと、要援護者支援体制の整備を図ります。
相談支援機関や事業所等との連携 [福祉政策課]	災害時に災害時要援護者の支援を効果的に行うため、日頃から要援護者の状況を把握している相談支援機関や事業所等との連携を図ります。また、福祉施設の協力を得て、避難所生活が困難な、特に福祉的配慮が必要な要援護者の受け入れを行う二次避難所の確保などの体制整備に努めます。

施策・事業	内 容
地域での災害時要援護者支援活動の推進 [福祉政策課]	災害時要援護者の支援を円滑に行うため、地域の要援護者支援訓練や、平常時からの地域での助け合いの体制づくりを支援するなど、要援護者支援活動の推進と地域防災力の向上を図ります。
避難所での福祉的な配慮 [危機管理室、福祉政策課]	避難所の開設・運営において、福祉的な配慮がなされるよう、平常時から方面隊（避難所で従事する市職員）や地域と連携し、防災訓練等を実施することにより、円滑な避難所運営に向けた取組を行います。

※ 「災害時要援護者」の用語について

災害対策基本法における「避難行動要支援者」と同義。

「避難行動要支援者」については、災害対策基本法の改正に伴い用いられるようになった用語になりますが、本市におきましては、それ以前より「災害時要援護者」という名称でこれまで事業を進めており、一定、市民や関係団体への定着が図られていることから、引き続き、「災害時要援護者」という名称を用います。

方針を達成するための取組

② 災害ボランティアセンターの体制強化

災害時には、避難所生活における福祉的な支援や、在宅生活を行う住民の福祉ニーズの把握と対応が求められます。被災者のニーズを適切に把握し、迅速な支援につなげるため、市と社会福祉協議会の連携のもと、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
災害ボランティアセンターの体制強化 [福祉政策課]	社会福祉協議会との連携のもと、ニーズに対応した災害ボランティアセンターの設置・運営シミュレーションに取り組むなど、災害ボランティアセンターの体制強化を図ります。

基本目標3

地域や福祉の人材をつくる

幅広い層の住民が地域活動や福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことが重要です。一方、地域の現状をみると、高齢化や働き方の変化などを背景として、地域で活動を行う団体等の担い手が不足している状況にあります。

今後、包括的な支援体制づくりや、支え合い、共に生きる地域づくりを進めるためには、地域で活動する人材の確保が求められます。

これらのことから、すでに活動している人がさまざまな活動に関心を持つことができるような環境づくりや、新たな人材の参加を促進するためのきっかけづくりを進めていくほか、それらの活動が円滑に行えるよう、地域で活動する組織の連携が必要です。

また、すべての住民が人権意識・福祉意識を高め、地域で福祉文化を育んでいくことが重要であることから、子どもから高齢者まで、地域で生活を共にするすべての住民が地域福祉の担い手としての自覚を持ち、福祉文化・意識を育めるように、福祉教育や住民への学習機会などの充実に努めます。

方針Ⅰ 地域福祉活動を支える人材づくり

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共に)

さまざまな機会を捉えた啓発や研修の実施などを通して、地域福祉活動の必要性を多くの住民に理解してもらうとともに、新しい担い手の確保・育成を図り、地域福祉活動の裾野を広げていくことを目指します。

また、各分野のボランティアの育成を図るとともに、講座等受講者へのボランティアに関する情報や活動の場の提供など、受講後の支援を行います。

方針Ⅰが達成された場合の姿(イメージ)

- 地域の福祉を支える活動に幅広い層の人人が参加しています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 市や社会福祉協議会では、各分野のさまざまなボランティアを養成しており、各種ボランティアの交流や活動の幅を広げる取組が望まれます。
- 地域福祉活動に携わっている人の高齢化、固定化が進んでいるため、あらゆる人が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広い層の参加者を募り、福祉活動の裾野を広げていくことが必要です。

《アンケート調査の結果より》

- 地域活動への参加状況で、ボランティア活動への参加経験を持つ人は6.1%、登下校の見守り活動も5.0%にとどまっています。一方、今後参加してみたいという人を合わせた割合ではボランティア活動が26.0%、登下校の見守り活動が20.1%となっています。
- これらの活動へ参加しにくい理由では、活動時間が確保できないという理由とともに、参加するきっかけがない、活動内容に関する情報がない、一緒に参加する人がいないと答える人もみられることから、活動内容についての情報発信とクチコミ等による誘いあい、活動体験のきっかけづくり等に引き続き努める必要があります。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

○地域の団体の後継者が不足してきており、人材づくりについて、参加しやすい環境、活動情報、活動につながる支援が必要です。

方針を達成するための取組

① 地域福祉活動を支える人材づくりと団体間の連携促進

地域福祉活動を支える幅広い層の人材をつくり、地域福祉を推進します。人材づくりにあたっては、地域共生社会の理念を踏まえ、地域への帰属意識（愛着や仲間意識）を高め、自ら住む地域について考える意識の醸成などが図られるよう働きかけます。

また、地域で活動する団体間の相互理解や円滑な連携協力が図られるよう、各団体の連携促進を図るために研修などを実施するほか、ボランティア講座の実施やその後の情報提供などを通して、幅広い層の福祉活動への参加を促進します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
地域福祉活動を支える人材づくり研修の実施 [福祉政策課]	社会福祉協議会と合同で、地域での支え合いの取組を推進することを目的として、地域で福祉活動に携わる人や専門職のネットワーク強化等のための研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、「地域福祉会館」の研修室を活用し、研修の充実に努めます。

方針を達成するための取組

② 各種ボランティアの参加促進

地域やボランティア活動への関心、ライフスタイルなどを踏まえ、さまざまなボランティア講座の実施や情報提供を通じて、幅広い層の福祉活動への参加を促進します。また、講座等受講後の情報提供やスキルアップに向けた支援の充実のほか、他分野のボランティア活動の情報提供などにより、継続した活動につなげます。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
ボランティア活動の推進 (再掲) [福祉政策課]	ボランティア情報の発信・啓発や活動者の育成、相談、コーディネート等を行うボランティア・市民活動センターへの支援を行い、ボランティア活動の参加促進と活性化を図ります。また、市民公益活動サポートセンターとボランティア・市民活動センターの連携・協力が図られるよう支援を行います。
NPO活動及び協働の推進 (再掲) [コミュニティ推進室]	市民公益活動サポートセンター管理運営委員会への支援等を行い、NPO等の主体的な活動を促進します。また、「NPOと行政協働のためのテーマ別交流会」や「高槻まちづくり塾」の開催を通じ、市民公益活動へのきっかけをつくるとともに、市民・行政が共に協働の意義を学ぶ場を提供することにより、市民公益活動と市民協働の一層の促進を図ります。
認知症サポーター養成 [福祉相談支援課]	認知症高齢者及びその家族が、住み慣れた地域での生活が継続できるように、認知症への正しい理解を持つ認知症サポーターや認知症サポーターの講師役となる「認知症キャラバンメイト」の養成を行います。また、養成したサポーターへのフォローアップ研修を行うとともに、サポーターが地域での認知症関連事業のボランティアとして活躍できる場の確保に努めます。
生活支援サポーター事業 [長寿介護課]	地域で生活する高齢者の多様なニーズに応えるため、介護に関する知識を持った生活支援サポーターによる支援が行われる体制を構築し、地域における住民ボランティアの活動を推進します。 (社会福祉協議会への委託事業)

施策・事業	内 容
障がい者を支援するボランティアの養成 [障がい福祉課 (障がい者福祉センター)]	点字、手話、要約筆記、ガイドヘルプ等の講習会等を開催し、ボランティアを養成します。また、障がい者やボランティア団体との交流会等を通して、障がい者に対する理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加を促進します。
子育て支援ボランティアの育成 [子育て総合支援センター]	地域に密着した支援活動の充実を図るために、ボランティア育成講座を開催するとともに、講座受講後の活動の場を提供するなど、子育て支援ボランティアの活動を推進します。
ファミリー・サポート・センター事業 [子育て総合支援センター]	子育てを手助けしてほしい人と手助けしたいとの会員組織により、育児と子育ての相互援助活動を行い、仕事と子育ての両立支援や育児疲れのリフレッシュを図ります。
講座等受講者への情報提供 [福祉政策課、コミュニティ推進室]	講座等受講後に継続して地域福祉活動につながるよう、講座等受講者に対して、ボランティア・NPO等の情報提供を行います。
地域福祉会館を活用した活動の充実 (再掲) [福祉政策課]	ボランティア・NPO活動の充実が図られるよう、団体が会議等を行う場やボランティアの交流の場等として、「地域福祉会館」の会議室等の活用を図ります。

方針2 人権施策及び福祉教育の推進

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共通)

市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととしてとらえ、人権尊重の理念が日常生活の中に息づく地域づくりに向け、市民、事業者、行政の協働により人権啓発・人権教育を推進します。

地域の福祉活動への理解促進を図るとともに、幼少期からの福祉教育の実施や、福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、誰をも認め合い、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い、助け合いの意識を醸成します。

方針2が達成された場合の姿（イメージ）

- 一人ひとりが地域や福祉を担う一員として、お互いに認め合う意識が育まれています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 人権啓発・人権教育の推進に努めるとともに、思いやりの心や命の大切さを幅広い層の市民に伝える取組を進めています。
- さまざまな機会を通じて福祉教育を進めるとともに、市及び社会福祉協議会による職員出前講座を開催し、福祉に関する啓発、理解促進に努めています。
- 心のバリアフリー等の推進においては、すべての人を対象とした概念であるユニバーサルデザインの視点を踏まえることが求められます。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 障がいは人によってさまざまで、困っていることや問題が多様であることなどを、家族が抱え込まないよう、障がいのある人が、地域の一員として交流することなどを通じて、障がい者理解を進めが必要です。
- 再犯防止に関する保護司会との意見交換では、犯罪をした人が排除されないようにしてほしいということや、市民に更生保護の役割を周知することが必要ななどの意見がありました。

方針を達成するための取組

① 学校、地域団体等と連携した人権施策の推進

多様な人権問題に関する情報の発信や学習の場の提供などを通じ、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、すべての人々の人権が尊重されるよう、人権意識の高揚を図ります。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
人権教育推進事業 [地域教育青少年課]	<ul style="list-style-type: none"> 「人権ばらえていセミナー」や「ほな行こか、町のちっちゃな映画館」を開催し、さまざまな人権教育に努めます。また、視聴覚教材の充実とその活用促進を図ります。 人権教育リーフレットを発行して、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の保護者に配付し、家庭や学習会での活用を促進します。 P T Aなど社会教育関係団体の学習活動を通して人権課題に対する理解を深め、人権に対する意識の醸成を図ります。 人権まちづくり協会と協働して人権教育の取組を行います。
人権情報提供事業 [人権・男女共同参画課]	人権に関する自己研鑽を図るための人権・文化啓発コーナーの運営、広報誌への人権啓発特集記事の掲載等、人権諸課題に対応するための情報を提供するとともに、人権啓発講演会等の実施など、市民の人権意識高揚のための学習の場を提供します。
地域人権啓発事業 [人権・男女共同参画課]	P T A会員や市民団体及び公民館、コミュニティセンター、企業などが行う地域での人権に関する学習を支援するとともに、さまざまな人権課題について共に学ぶ場を提供する「地域人権啓発事業」を実施し、住民等の人権意識の高揚を図ります。（人権まちづくり協会への委託事業）
研究会・研修会等への参加 [人権・男女共同参画課ほか]	市職員が人権関係機関や人権関係団体などの開催する各種研究会・研修会などに参加し、最新の人権に関する情報を収集することにより、人権感覚を身につけ、人権に配慮した職務の遂行を図ります。

方針を達成するための取組

② 学校、地域団体、福祉施設等と連携した福祉教育の推進

地域福祉推進のため、市民一人ひとりの福祉に対する理解を深めていくことができるよう、さまざまな機会を通じて福祉教育を進めるとともに、職員出前講座や福祉情報の発信を行い、福祉に関する啓発、理解促進に努めます。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
福祉教育の推進と充実 [教育指導課]	学校は、地域、福祉施設等と連携して障がい理解教育・福祉教育を推進します。
福祉教育の推進と充実 (再掲) [保育幼稚園総務課]	保育士及び幼稚園教諭、保育教諭に対して、障がい児保育・教育の研修を行い、福祉教育の充実を図ります。また、児童虐待、DV等に関する研修に参加するとともに、他機関との連携を進め、支援の充実を図ります。
世代間交流の推進 [福祉政策課]	あらゆる世代に思いやりの心を育むため、社会福祉協議会と共に世代間の交流を促進します。
職員出前講座の充実 [各担当課]	福祉について学習する機会をより多くの人に提供できるよう、講座内容の一層の充実と周知に努めます。

方針を達成するための取組

③ 啓発の推進・交流の促進

だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくよう、福祉への理解を深める啓発を推進するとともに、地域に住むすべての人々が孤立することなく、社会参加できる地域住民の交流を促進します。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
心のバリアフリーの推進 [都市づくり推進課]	「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるため、市内小学校においてバリアフリー総合学習を行うなど、心のバリアフリーを推進します。
障がい者理解に関する啓発 [障がい福祉課、福祉相談支援課]	障害者差別解消法に基づく啓発活動を行い、地域における障がい者理解の促進を図ります。
認知症に関する啓発 [福祉相談支援課]	認知症に関する啓発活動を行い、認知症に対する正しい理解の促進を図ります。
地域における懇談会等の実施 [福祉政策課]	地域住民がお互いに知り合い、ふれあえるきっかけとなるよう、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域における懇談会等のさまざまな機会を通じて、住民の障がい児者への理解の促進を図ります。

方針を達成するための取組**(4) 更生保護の啓発（再犯防止推進計画）**

犯罪をした者や非行のある少年などが地域社会のなかで孤立し、犯罪を繰り返すことを防ぐため、立ち直りを助けるとともに、犯罪や非行のない地域社会をつくる更生保護の取組について、社会福祉協議会や保護司会等の関連機関と連携し、周知啓発を行います。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
更生保護や再犯防止の啓発 [福祉政策課]	「社会を明るくする運動」の推進や、更生保護・再犯防止について広報誌等に掲載することにより、周知啓発を行います。
少年非行防止活動 [地域教育青少年課]	青少年指導員と連携した街頭啓発活動や校区パトロールなどを通じて、少年非行の防止や健全で安全・安心な地域環境づくりを行います。

方針3 情報提供・発信の充実

基本方向

(第5章 地域福祉活動計画と共通)

利用者が多様な福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるよう、福祉制度・サービスについてわかりやすい情報提供を行うとともに、地域や福祉活動に関する情報を発信し、市民の関心・意識の向上と活動への参加につなげます。

また、高齢者等を狙う悪質商法や特殊詐欺等の被害防止のため周知・啓発に取り組みます。

方針3が達成された場合の姿（イメージ）

- 地域や福祉に関する情報を、誰もが適切に得られています。

現状と課題

《第3次計画期間中の主な現状と課題》

- 福祉制度・サービスについて、わかりやすい情報提供を行い、安心して福祉サービスを利用できるようにする必要があります。
- 必要な人に情報が届くよう、広報誌・ホームページ等のほか、地域のネットワークを通じて個別に情報提供を行うなど、受け手に応じて情報提供・発信の方法を工夫することが重要です。
- 引き続き、地区福祉委員会が主体となった研修会や講座を開催し、自らの住む地域や福祉活動への関心を高めることが必要です。

《各種会合を通じて寄せられた意見より》

- 世代ごとに情報取得の仕方に違いがあり、若い世代はスマートフォンなどで情報を得られるため、インターネットやSNS等の活用が有効ですが、一方で情報過多になりすぎる一面もあり、効果的な情報発信が必要です。
- 地域では、隣近所やサロンなどの口コミによる直接的な声かけなどが効果的ですが、内容に応じて正確な情報提供を行うことにも配慮が必要です。

方針を達成するための取組

① 福祉関連情報等の提供・発信の充実

広報誌やホームページ、SNS、ケーブルテレビ、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、受け取り手や世代に応じた福祉関連情報等を提供・発信するとともに、必要な人に情報が届くよう、地域のネットワークを通じて個別に情報提供を行うなど、福祉制度・サービス内容等の周知に努めます。

関係する主な取組

施策・事業	内 容
福祉関連情報等の提供・発信の充実 [各担当課]	<p>制度周知のためのパンフレット等の作成、地域への職員出前講座の実施、ホームページ・広報誌等での制度紹介など、福祉サービスの情報について、サービスを利用する立場に立った情報提供を行うとともに、特設サイトの設置やスマートフォンへの対応、SNSの活用など情報の発信ツールの充実を図ります。</p> <p>また、地域におけるイベント・行事等の情報を発信し、地域や福祉への意識・関心の向上につなげます。</p>
消費生活に関する啓発事業 [市民生活相談課 (消費生活センター)]	<p>高齢者等を狙う悪質商法等の被害未然防止のため、地域で講演会等を開催するほか、さまざまな機会を捉え啓発を行います。</p> <p>また、ホームページ・広報誌等の媒体を活用し積極的に情報の発信を行います。</p>